

令和6年

寒河江市農業委員会第9回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会

第9回総会

日 時 令和6年9月25日（水）午前9時00分
会 場 寒河江市中央公民館2階 第2研修室

出席委員

1番 山田和義	2番 影沢政俊	3番 後藤孝好
4番 西尾沙織	5番 眞木早百合	6番 郷野富司男
7番 猪倉通文	8番 氏家理香	9番 安孫子 智
10番 大泉孝彦	11番 鈴木浩之	12番 原田義人
13番 芳賀 宏	14番 高橋 博	15番 奥山浩二
16番 布施功子	17番 片桐道雄	18番 木村三紀

事務局

事務局長補佐（総括）	高子 英晴	事務局長補佐（農地担当）	日下部 靖 広
総務係主任	木村 龍一	農地係主任	土田 修
農地係主任	芳賀 遼太郎		

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地の現況変更について
- (4) 農地法の規定に基づく許可を要しない（農地法第4条第1項但書き）農地の用途変更について
- (5) 農地の転用事実に関する照会について

議事

- (1) 議第36号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第38号 非農地証明願の審議について
- (4) 議第39号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前 9時03分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第9回総会を開催します。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立します。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、2番の影沢委員、14番高橋委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、木村主任にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

事務局 (事務局長補佐 (農地担当)) はい、議長。

報告事項につきまして、事務局のほうから報告させていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長 ただいまの報告について何か質問はございませんか。

(発言なし)

木村議長 ないようですので、ほかに事務局からありますか。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 特にありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

議第36号から議第39号までの議案について一括上程します。

- （1）議第36号「農地法第3条の規定による許可処分について」
- （2）議第37号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- （3）議第38号 「非農地証明願の審議について」
- （4）議第39号 「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第36号から議第39号まで一括上程いたします。

次に、議事参与の制限ですが、議第36号「農地法第3条の規定による許可処分について」、11番鈴木委員が関係委員となっております。

木村議長 ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。片桐会長職務代理者、報告をお願いします。片桐会長職務代理者。

片桐会長職務代理者 はい、議長。17番、片桐です。

去る9月17日に開催されました事前審査会の報告を行ないます。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の

報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、農地法第5条の許可申請案件2件と非農地証明願案件2件の合計4件を審査しました。

議第37号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」順位30番、高松地区谷沢の農業用作業場建築用敷地への転用案件です。

申請地は、農業振興地域内にある農地です。農振の用途区分変更の手続きを終えており、計画どおりであれば、特に問題ないと判断しました。

順位33番、西根地区日田の農業用施設用敷地への転用です。

申請地は、農業振興地域内農用地区区域内にある農地です。農振の用途区分変更の手続きを終えており、計画どおりであれば、特に問題ないと判断しました。

議第38号「非農地証明願の審議について」順位13番、白岩地区の案件です。

申請地は大字白岩字金谷の土地で、昭和61年9月に農地法第3条の許可を受けた土地で、また同時期に隣接する土地に住宅を建設するため、農地法第5条の許可を受けた。その住宅を新築する時に、申請地を庭や物置場等として利用してしまい、それから40年ほど経過し、現在に至っているもので、非農地と判断できる場所でした。

順位14番、寒河江地区の案件です。

申請地は大字寒河江字内の袋の土地で、昭和53年4月に農地法第5条の許可を受けたが、その後住宅地に不便なことが判明、また西寒河江の区画整備事業の計画により計画を断念し、別の土地に住宅を建築した。

それから46年経過し、雑種地として現在に至っているもので、非農地と判断できる場所でした。

まわりは、すでに住宅街となっております。

申請された案件については、すべて異議なしとされたところでは。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長

ご苦労様でした。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間については30分程度としまして、9時35分までとします。それでは地区審査の間暫時休憩とします。

休憩 午前 9時11分

再開 午前 9時37分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして、議事を再開します。

初めに、議第36号「農地法第3条の規定による許可処分について」、11番鈴木委員が関係委員になっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(関係委員退席)

木村議長

それでは、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、原田委員、お願いします。原田委員。

原田委員

はい、議長。12番、原田です。

議第36号「農地法第3条の規定による許可処分について」、6ページをご覧ください。順位45番。

(議案書順位 4 5 番朗読)

9月13日に寒河江・南部地区の農業委員と推進委員7名で現地調査を行いました。

平野山に農地がありまして、高松地区の布施委員に同行いただきました。場所は国道287号線の近くのシェルターホームのプレカット工場がございまして、その前の通り、西側の2号線という道路の山を登った南側沿いの農地になります。貸人が78歳であり、労力不足によるものです。

借人は従来のさくらんぼに加えまして、もも、ぶどう、西洋なしを作付しており、申請どおりであれば問題ないものと判断しました。現地調査、事前審査、地区審査においても異議はございませんでした。

つづきまして順位46番。

(議案書順位 4 6 番朗読)

こちらも9月13日に寒河江・南部地区の農業委員、推進委員で現地調査を行っております。

場所は、石持町の北にあります上原自動車の先の信号を西に進みまして、すぐ左手の農道に入って、約100m先の農地になっております。譲渡人が高齢で経営規模縮小のためとなっております。

譲受人は72歳と68歳の、農作業歴14年のご夫婦で、さくらんぼ、ラフランス、りんごを栽培しており、申請どおりであれば、問題ないと考えます。

現地調査、事前審査、地区審査でも異議はございませんでした。

つづきまして、順位47番

(議案書順位 47 番朗読)

こちらも 9 月 13 日に、寒河江・南部地区の農業委員、推進委員 7 名で現地調査を行っております。

場所ですが、寒河江北郵便局向いのファミリーマートの前の道路を石持町公民館方向に進みまして、約 200 m 先の右手の樹園地で合計 5 筆になっております。

借人は 34 歳の認定農業者です。経営規模拡大により現在、植栽されているさくらんぼを継続することになるということです。申請どおりであれば問題ないと考えます。

現地調査、事前審査、地区審査でも異議はございませんでした。

つづきまして、順位 48 番

(議案書順位 48 番朗読)

こちらも 9 月 13 日に、寒河江・南部地区の農業委員、推進委員 7 名で現地調査を行っております。

場所は国道 112 号寒河江インターチェンジの交差点を南進し、最初の信号を右折し、すぐ左に入った道路沿いになっております。田んぼとコンテナ置場に囲まれた雑草地でこの区画を賃貸契約しておりますが、譲受人が北側半分の土地を購入するものです。さくらんぼ、ぶどう、西洋なしを栽培する予定でございます。申請どおりであれば問題ないと考えます。

現地調査、事前審査、地区審査でも異議はございませんでした。

つづきまして、順位 49 番

(議案書順位 49 番朗読)

こちらも9月13日に、寒河江・南部地区の農業委員、推進委員で現地調査を行っております。

場所は洲崎になります最上蘭園というところから北側に約100m進んだところで左に耕作地に囲まれた樹園地になります。貸人の労力不足によるもので、借人はさくらんぼ、もも、すももを作付する予定であります。

申請どおりであれば問題ないものと考えます。

現地調査、事前審査、地区審査でも異議はありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。芳賀委員。

芳賀委員

はい、議長。13番、芳賀です。

7ページをご覧ください。順位50番。

(議案書順位50番朗読)

場所は終末処理場がありますけれども、そこから北の方に進んでいきまして、三叉路から左に曲ったところが、今回の申請の場所になります。

となりの農地が借人の作地になっておりますけれども、その南側が借人が中間管理の方で借りているというところで、今回の対象農地と中間管理で借りている部分が一帯になるというように利便性が上がるのではないかと感じております。

9月16日、西根・三泉地区の農業委員、推進委員全員で現地確認して参りました。申請通りあれば異議なしと判

断して参りました。また、地区審査でも異議はございませんでした。

つづきまして、順位 5 1 番

(議案書順位 5 1 番朗読)

まず、譲渡人は現在、仙台市に住んでおられて、自宅も仙台市に移転されているということで、以前から所有する自宅も含めて農地の方も処分したいという要望もありまして中々、決まらないのが現在まで来てしまったという経緯があります。まず、最初に字弓貝の方は、日田公民館がありまして、その西側の部分ということになります。

もう 1 筆は、日田の方の天童街道から南の方にずうっと入って行きまして沼川の橋を渡りましてすぐのところでは

農業委員会では毎年耕作放棄地の農地パトロールにて耕作放棄地の対象地として認識しておりました。

さくらんぼの石碑が建っているところになります。

ここにつきましても 9 月 1 6 日に西根・三泉地区の農業委員、推進委員で確認をして参りました。

特に日田の方につきましても、まったくの手つかずの状態、柿の木やらさくらんぼの木やらジャングル状態になっていたんですけれども、現地調査を時にはすべて撤去されておりまして、譲受人の方で耕運をして、そのあと大豆を植えるということで確認して参りました。申請通りであれば問題ないと判断しました。

地区審査でも異議はございませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松、醍醐地区、布施委員、お願いします。布施委員。

布施委員

はい、議長、16番、布施です。

7ページをご覧ください。順位52番

(議案書順位52番朗読)

この案件につきまして、9月14日高松・醍醐地区の農業委員、推進委員4名で現地調査をして来ました。

場所は米沢踏切を通った県道を谷沢の方に向いまして、中谷沢に入ったあたりの県道沿いの右側になります。

譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、また今回の申請は譲渡人の高齢による労力不足ということで、自宅からも近いですし、周辺の農地への影響もないと判断しました。地区審査においても異議ございませんでした。

続きまして順位53番

(議案書順位53番朗読)

この案件につきましても、順位52番に隣接しておりまして、9月14日に高松・醍醐地区の農業委員、推進委員4名で現地調査をしました。こちらは面積が4,165㎡の内2,418.88㎡となっており、残りの1,746.12㎡は第5条で申請となっております。これも順位52番と同様で何ら問題ないと判断しました。また地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

順位４５番から５３番まで、農地法第３条調査書に基づく調査の結果、農地法第３条第２項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員および事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第３６号「農地法第３条の規定による許可処分について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第３６号は、原案のとおり決定いたしました。

議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

（関係委員入室）

木村議長

関係委員に申し上げます。

議第３６号は原案のとおり決定したことを報告します。

次に、議第３７号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現

地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

はじめに寒河江・南部地区、原田委員、お願いします。原田委員。

原田委員

はい、議長、12番、原田です。

議第37号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、9ページをご覧ください。順位31番

(議案書順位31番朗読)

こちらについて、9月13日に寒河江・南部地区の農業委員、推進委員で現地調査を行っております。

場所は陵南中学校の東にあるお菓子屋のメゾン・ド・ボアのところから東へ約100m進んだ道路沿いの左手になっております。実家の親が所有する土地に息子夫婦が住宅を新築するものです。高圧送電線の真下にあるために、1筆が2筆表記となっております。登記簿地目は田ですが、耕作は休止している状態です。申請どおりであれば問題ないと思われま

す。
現地調査、事前審査、地区審査でも異議はございませんでした。

続きまして、順位32番

(議案書順位32番朗読)

こちらについても、9月13日に寒河江・南部地区の農業委員、推進委員で現地調査を行っております。

場所は元町にある、にとう小児科医院から東に進みまして、信号手前の道路を南に入りまして西側の土地になっております。

現況は畑でございますが、休耕地状態で草が生茂っている状態でございます。なお、申請地のまわりはすべて住宅街になっております。ここに宅地分譲２区画に住宅を建設予定です。申請どおりであれば問題ないと思います。

現地調査、事前審査、地区審査でも異議はありませんでした。

続きまして、順位３３番

(議案書順位３３番朗読)

こちらは９月１７日の事前審査会において、出席の農業委員と推進委員で現地の確認を実施して参りました。

場所は本楯公民館前を進み、まもなく北へ入り道なりに進んだ角にある田んぼになります。

稲刈り用の乾燥スペース、コメの保管場所が不足しているため新たに施設を建築するものです。周辺にある土地は申請人が所有する土地または賃貸で水稻を行っている場所になります。申請どおりであれば問題ないと思われれます。

事前審査、地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

はい、ありがとうございます。

続いて、高松・醍醐地区、布施委員、お願いします。布施委員。

布施委員

はい、議長、１６番、布施です。順位３０番。

(議案書順位３０番朗読)

場所は議第３６号順位第５３番で申し上げたとおりです。

農地法3条、順位53番の残りの面積で、9月17日の事前審査会でも審議していただきましたが、譲受人は以前から観光のための直売や農業体験などを構想しておりまして、この度、この建物を着工したいということでした。

こちらも、3条同様、何ら問題ないと判断致しました。地区審査でも異議はありませんでした。以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当））はい、議長。

順位30番は、農業用作業場建築用敷地、順位33番は農業用施設用敷地への転用申請になっております。

申請地は、農業振興地域農用区域内にある農地です。農振の用途変更の手続きを終えており、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位31番は、住宅建築用敷地への転用になっております。

申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位32番は、宅地分譲用敷地への転用になっております。

申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地であっても、通常宅地分譲はみとめられておりませんが、用途地域内にある農地であり、例外として宅地分譲も認められており、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、いずれの農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がございませんでしたので、採決いたします。

議第37号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第37号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付します。

次に、議第38号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに寒河江・南部地区、原田委員、お願いします。原田委員。

原田委員

はい、議長、12番、原田です。

議第38号「非農地証明願の審議について」11ページをご覧ください。

(議案書朗読 順位14番)

こちらについては9月17日の事前審査会に出席の農業委員

と推進委員で現地の確認を実施して参りました。

場所は寒河江市立病院の南の方、内の袋簡易郵便局に隣接する場所になっております。事由にも書いてあるとおり、46年間、雑種地として経過しておりまして、草が生茂っている状況で、現在は、当該地の周りが全て住宅街になっており、周辺的环境からも止むを得ないものと思われまます。事前審査会、地区審査会でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

はい、ありがとうございます。

続いて、白岩地区、郷野委員、お願いします。郷野委員。

郷野委員

はい、議長、6番、郷野です。順位13番。

(議案書朗読順位13番)

場所は白岩金谷住宅団地になります。9月14日に白岩地区の農業委員、推進委員の4人で現地確認をして来ました。

また、9月17日の事前審査会の中でも、現地調査を行いまして、申請どおりであれば何ら問題ないと思われました。

地区審査でも問題ありませんでした。以上です。

木村議長

はい、ご苦労様でした。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局

事務局 (事務局長補佐 (農地担当)) はい、議長

特にありません。

木村議長

はい、ありがとうございます。

これより、質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第38号「非農地証明願の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第38号は、原案のとおり決議いたしました。

次に、議第39号「農用地利用集積計画書の審議について」、担当地区委員より、議案の朗読と地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、原田委員、お願いします。原田委員。

原田委員

議第39号「農用地利用集積計画書の審議について」14ページをご覧ください。

(議案書朗読)

続きまして、15ページ集計表をご覧ください。西根地区2筆、田0.48ヘクタールです。

この、案件について、地区の担い手等に集積するものであり、地区審査でも、異議はありませんでした。以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

農地法基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第39号「農用地利用集積計画書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第39号は、原案のとおり決定いたしました。

これで、本日上程された議案については、全て議決されました。

以上を持ちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労様でした。

閉会 午前10時12分

令和6年9月25日

第9回総会 議長 木村三紀

議事録署名委員 2番委員 影沢政俊

議事録署名委員 14番委員 高橋博